

湖西都市計画道路 1・3・1号
浜松都市計画道路 1・3・402号

HamamatsuKosaiToyohashi Road

浜松湖西豊橋道路

〈静岡県区間〉

環境影響評価準備書のあらまし

令和8年6月

静岡県
浜松市

01 事業概要

》はじめに





浜松湖西豊橋道路は、静岡県浜松市浜名区と愛知県豊橋市を結ぶ延長約28kmの高規格道路（自動車専用道路）であり、三ヶ日ジャンクションと三河港地域を相互に連絡するとともに、東名高速道路及び新東名高速道路、三遠南信自動車道及び名豊道路（一般国道23号）等と合わせて広域道路ネットワークを形成します。

この道路のうち、静岡県区間である三ヶ日ジャンクションから静岡県・愛知県県境までの延長約13.8kmを、必要な都市施設として都市計画に定めるにあたり、都市計画決定権者（静岡県、浜松市）が、都市計画の手続きとあわせて環境影響評価の手続きを行っています。

この「あらまし」は、環境影響評価における調査・予測・評価・環境保全措置の検討の結果を示し、環境保全に関する考え方をとりまとめた「環境影響評価準備書」の概要を示したものです。

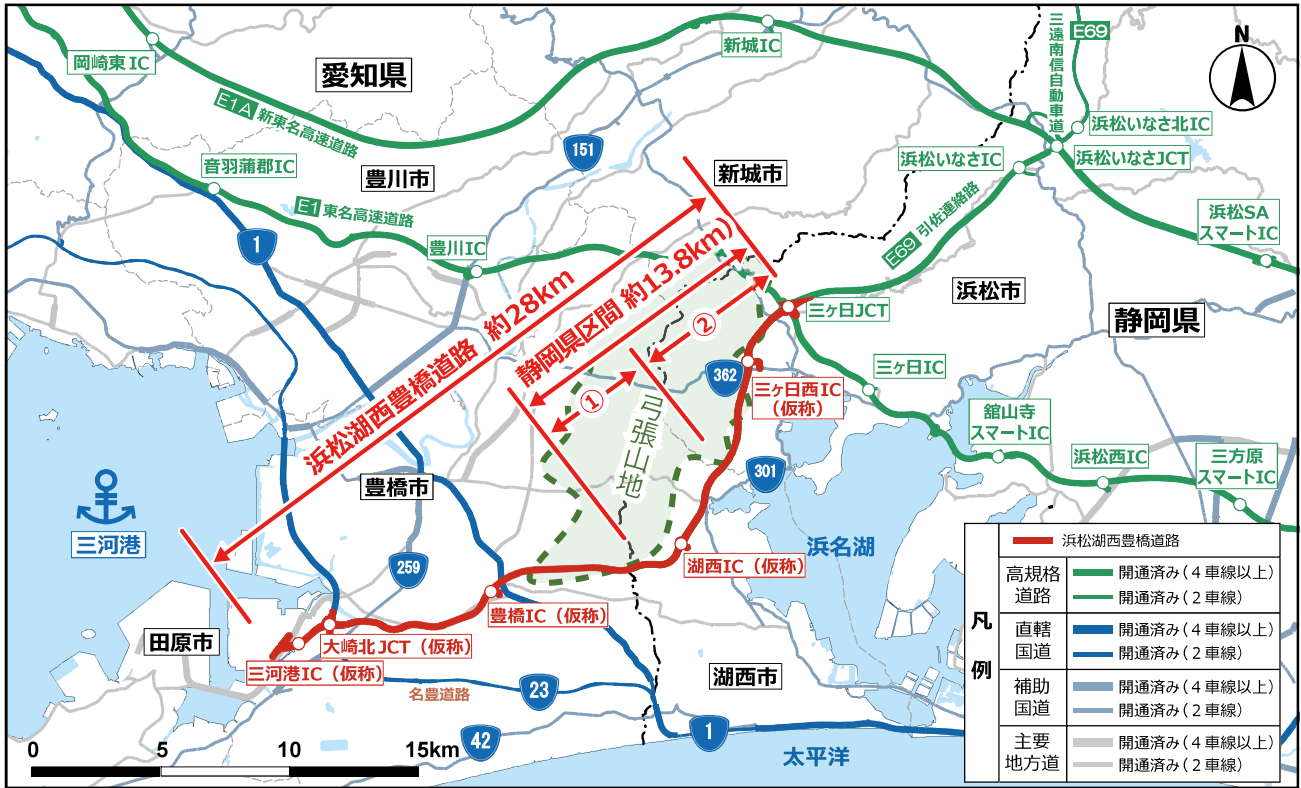
》事業の目的

本事業は、三遠地域（静岡県浜松市・湖西市、愛知県豊橋市・豊川市・田原市）内の交流を促進するとともに、地域内の物流交通の発展、災害リスクの改善及び観光エリアの連絡機能強化等に寄与する事を目的としています。

<p>物流</p>	<p>速達性、定時性の向上による物流支援</p>	<p>防災</p>	<p>災害時の信頼性向上による円滑な救援等活動及び支援物資輸送</p>
<p>三河港と高速道路 IC を結び時間短縮が見込まれ高速道路へのアクセス性が向上するとともに、市街地等の道路の渋滞等を回避し定時性に寄与します。</p>		<p>津波浸水域や液状化が想定される地域を回避または橋梁構造とすることで、大規模災害の影響を受けにくく、円滑な救援等の活動や支援物資の輸送の確実性に寄与します。</p>	
<p>観光</p>	<p>広域道路ネットワークの構築による地域間交流の促進</p>	<p>事故</p>	<p>生活交通の安全な走行環境</p>
<p>豊橋・三河港地域と他の地域の主要な観光圏域の相互アクセス性の向上が見込まれ、観光地間の移動がしやすくなります。</p>		<p>現道の幹線道路や市街地からの大型車交通の削減が期待でき、物流交通と生活交通が分離されることで交通安全に寄与します。</p>	

都市計画対象道路事業の概要（事業特性）

●全体概要図



●計画概要

都市計画対象道路事業の名称	①湖西都市計画道路 1・3・1号 浜松湖西豊橋道路 ②浜松都市計画道路 1・3・402号 浜松湖西豊橋道路
都市計画決定権者の名称	静岡県（湖西市区間） 浜松市（浜松市区間）
都市計画対象道路事業の種類	高速自動車国道または一般国道（自動車専用道路）の新設
起終点	起点：静岡県浜松市浜名区三ヶ日町福長 終点：静岡県湖西市梅田
規模	延長：約13.8km
車線の数	4車線
設計速度	80km/h
道路区分	第1種第3級（自動車専用道路）

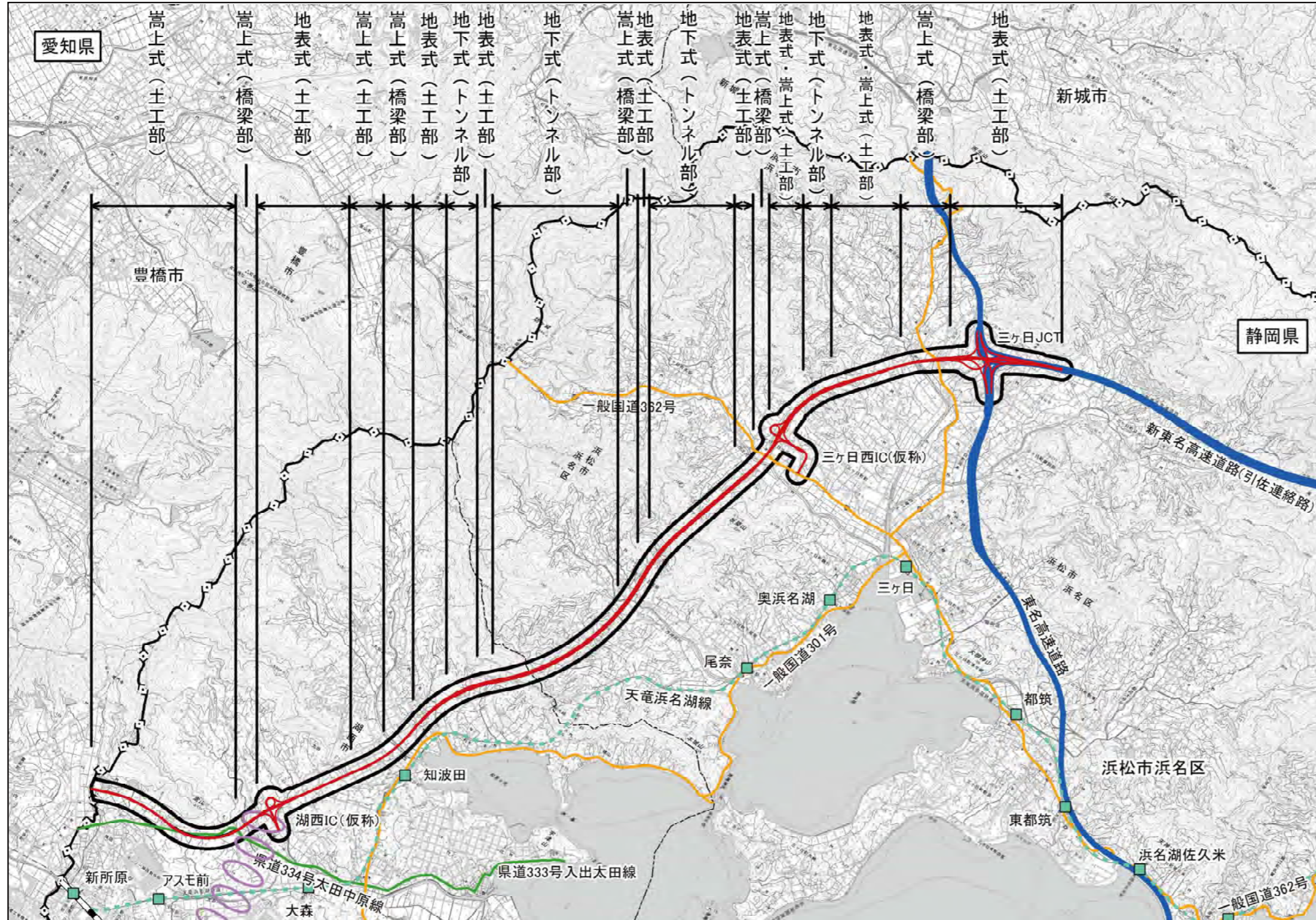
●インターチェンジ等

名称	連結施設
インターチェンジ（IC）	三ヶ日西IC（仮称） 湖西IC（仮称）
ジャンクション（JCT）	三ヶ日JCT
	東名高速道路、新東名高速道路（引佐連絡路）

●計画交通量（令和22年）

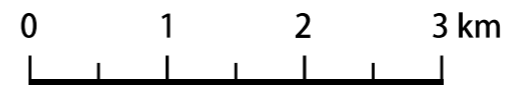
区間	計画交通量（台/日）
三ヶ日JCT～三ヶ日西IC（仮称）	23,900
三ヶ日西IC（仮称）～湖西IC（仮称）	16,300
湖西IC（仮称）～豊橋IC（仮称）	11,200

都市計画対象道路事業実施区域 位置図



- 凡例**
- 都市計画対象道路事業実施区域※
 - 県境
 - 市町村・行政区界
 - 浜松湖西豊橋道路
 - 新規都市計画道路
 - 高速自動車道
 - 主要道路
 - 鉄道

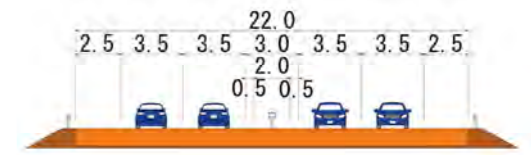
※当該事業により土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増設が予想される概ねの範囲であり、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置が予想される概ねの範囲を含む区域。



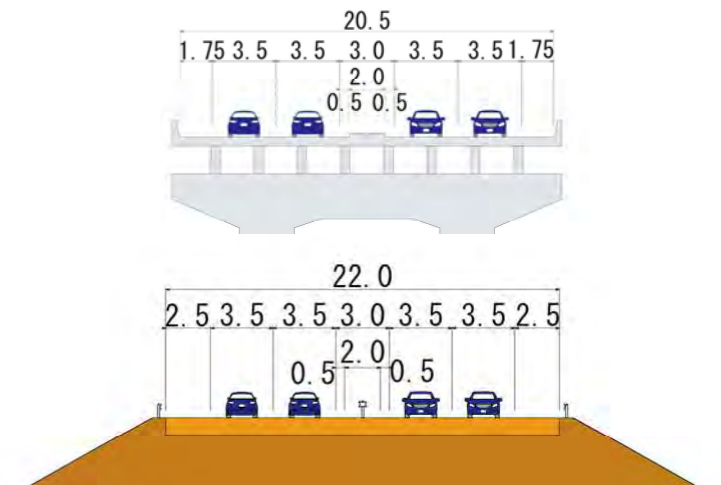
本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。
 ・測量法に基づく国土地理院長承認（複製） R6JHf45
 ・本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

●構造の概要

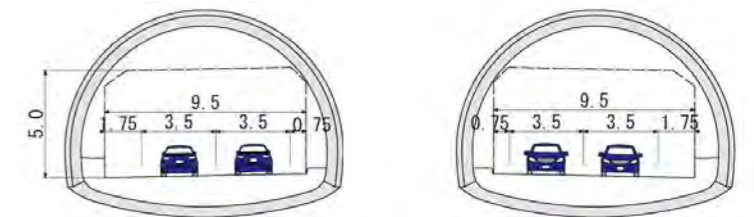
地表式 (土工部)



嵩上式 (橋梁部・土工部)

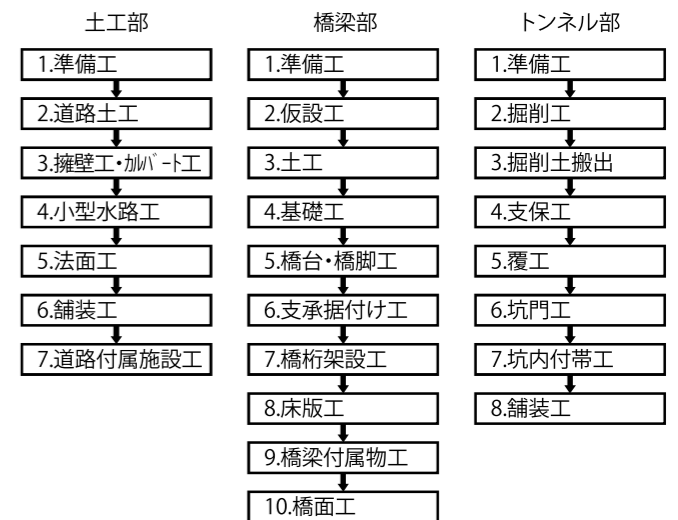


地下式 (トンネル部)



[単位:m]

●工事の概要



02 手続きの流れ

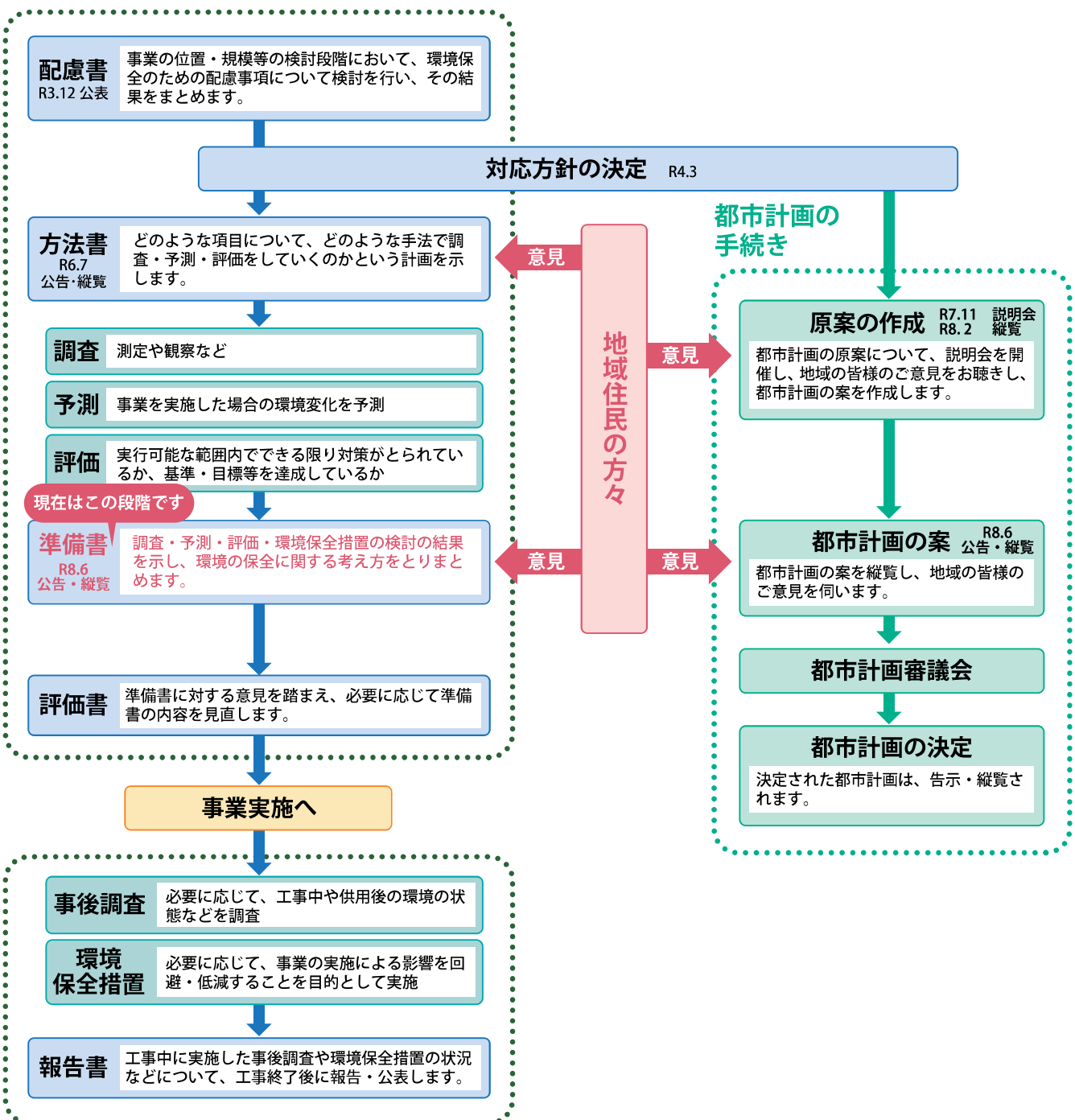
環境影響評価と都市計画の手続きの流れ

本事業では、これまでに環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書を作成し、令和3年12月に公表しました。その後、計画段階評価の手続きにおいて、豊橋市街地と二川市街地の中間を通過する【西側ルート】を対応方針として決定しました。

対応方針の決定を受けて、令和6年7月に方法書を公告・縦覧し、方法書手続きにより決定した項目・手法で調査・予測・評価を実施しました。

今後の環境影響評価手続きにおいては、準備書手続きにより調査・予測・評価・環境保全措置の検討の結果を示し、地域の皆様等からの意見も踏まえて評価書の作成を進めていきます。同時に、都市計画手続きにおいて、都市計画の案の公告・縦覧を行い、地域の皆様から意見書の提出を受け付けます。

環境影響評価の手続き

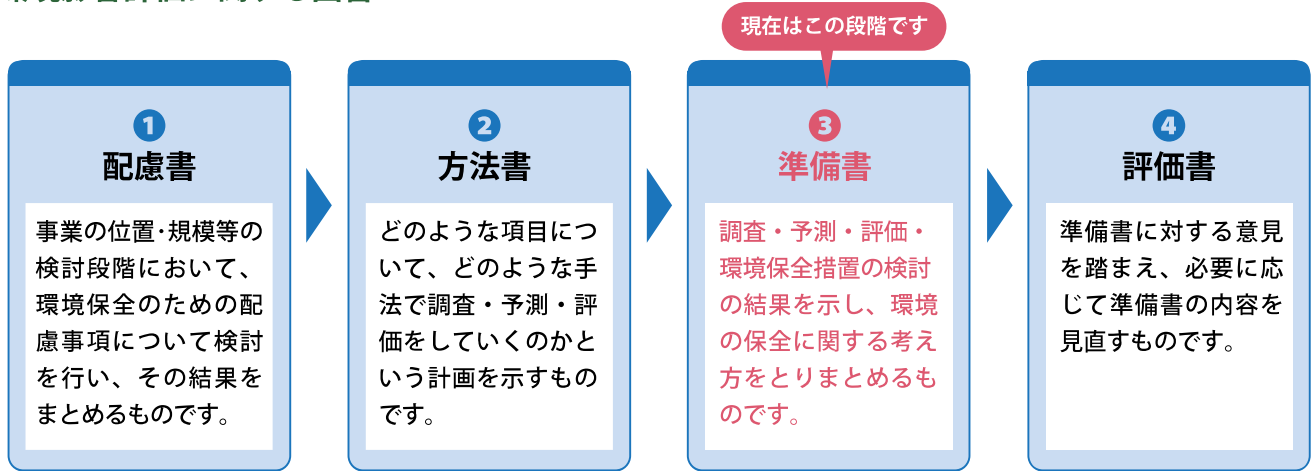


03 環境影響評価準備書とは

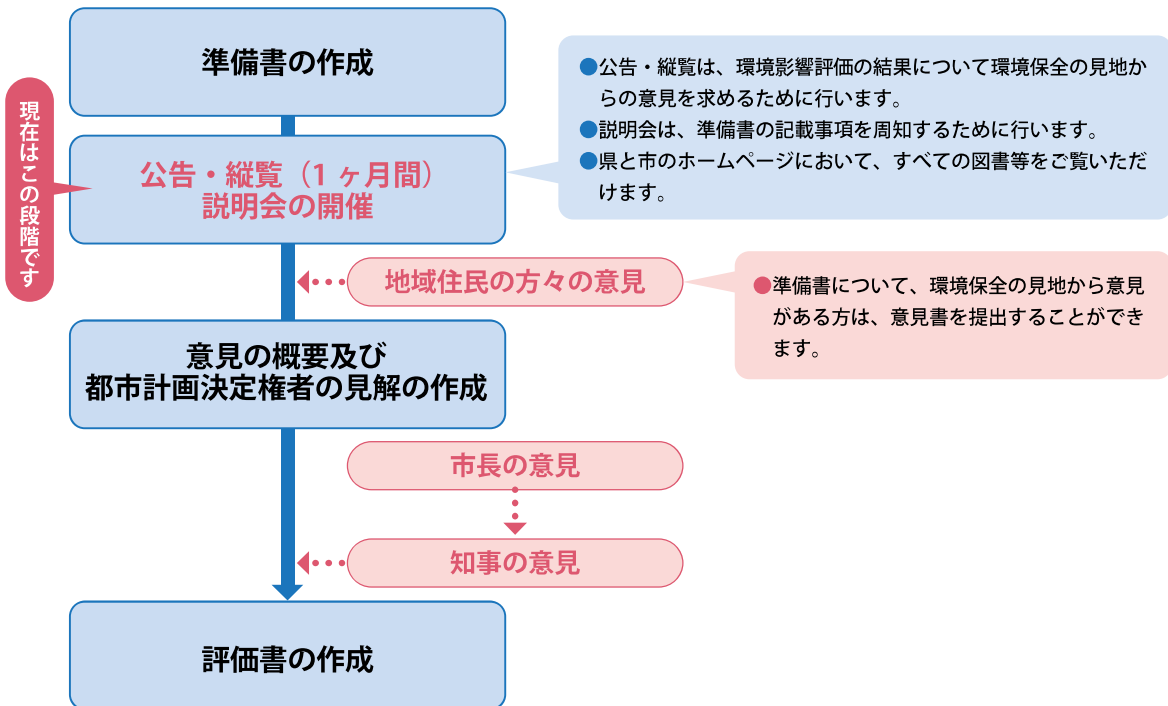
》 環境影響評価（環境アセスメント）とは

事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、調査・予測・評価を行い、その結果を公表して地域住民の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、より良い事業計画（都市計画）を作り上げていこうという制度です。

環境影響評価に関する図書



》 準備書手続きの流れ



》 環境保全への配慮事項

1. 対象道路の検討にあたっては、集落・市街地、重要な地形及び地質、動物や植物の重要な種、景観の保全上重要な箇所等への影響をできる限り回避しました。また、弓張山地は、自然環境への影響について極力回避を図りました。
2. 工事に用いる建設機械は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（ただし、法の適用除外の機種については「排出ガス対策型建設機械指定制度」の二次基準以降）に適合した建設機械、低騒音・低振動型建設機械を基本とし、環境負荷が小さい建設機械や工法を積極的に導入することで、排出ガスの発生や騒音・振動等の低減に努めます。
3. 工事従事者に対し、建設機械の集中稼働や不要なエンジン稼働を避ける等の作業方法の指導、アイドリングストップの励行や法定速度の遵守、規定積載量の遵守、整備・点検の実施等の運行方法に対する指導を行います。
4. 工事施工ヤードにおける散水や必要に応じた仮囲い等の設置、工事用車両のタイヤ洗浄を行うことにより、粉じん等の飛散を防止する計画とします。
5. 工事用車両の運行ルートは、集落や市街地における生活道路の通過を避け、既存の幹線道路を極力利用するとともに、工事用車両の集中を避ける運行計画とします。
6. 工事施工ヤード及び工事用道路は、対象道路の区域内を極力利用する計画とし、地形の改変を抑えるとともに、地形の改変による裸地等の発生を極力抑えることとします。
7. 工事従事者への講習・指導として、工事区域外への立ち入りを制限することにより、人為的な攪乱による動植物への影響の低減に努めます。
8. 走光性のある重要な種及び光環境が繁殖に影響を及ぼす重要な種の生息環境となる水田等の近傍に設置する道路照明について、照明光の道路外への漏洩を抑制する照明器具の採用、照明光の波長や配置等の配慮を行うことにより、照明光への誘因や照明光による繁殖阻害を抑え、照明光による環境影響の低減に努めます。
9. トンネル工事において薬液注入工事を行う場合には「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針について」に基づいて、環境影響を最小化するように努めます。
10. 事業実施段階において汚染土壌の存在に係る情報及び事実が確認された場合には、「土壌汚染対策法」の規定に基づき対処します。また、地質調査等により環境基準値を超える重金属等が確認された場合には、「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル」等に基づき、適切に対応します。
11. 建設工事に伴う副産物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「宅地造成及び特定盛土等規制法」の規定に基づき再利用に努めるとともに適正に処理します。
12. 「地球温暖化対策計画」及び「静岡県地球温暖化対策実行計画」に基づき、工事用車両のアイドリングストップ、環境負荷の少ない建設機械、省資源・省エネルギーに配慮した建設資材を採用します。また、LED 道路照明の採用等による省エネ器具の導入、道路管理に必要な電力について再エネの導入等の取組に努め、温室効果ガス発生量の削減に積極的に努めます。
13. 建設発生土の仮置きやトンネル排水等、工事の実施に伴って発生する濁水の影響を低減するために、沈砂池等の濁水処理施設で処理した後に公共用水域に放流することにより、水質への影響の低減に努めます。
14. 裸地等は転圧やシート等による被覆等を行うとともに、法面は早期緑化に努め、裸地状態の短期化・縮小化を図ることで、降雨による濁水の発生を極力抑えます。
15. 河川内での工事を行う場合には、仮締切工法などを採用したうえで、工区内にてコンクリートを十分乾燥させ、河川下流側の pH に異常が生じないことを確認するなど、水質、動物、植物、生態系への影響の低減に努めます。
16. 環境保全措置については、事業実施段階における住居等の保全対象の立地状況及び最新の環境保全技術の動向を踏まえ、適切な措置を実施します。

環境影響評価の項目

浜松湖西豊橋道路に係る環境影響評価の項目については、事業特性及び地域特性を踏まえて以下の通り選定しました。

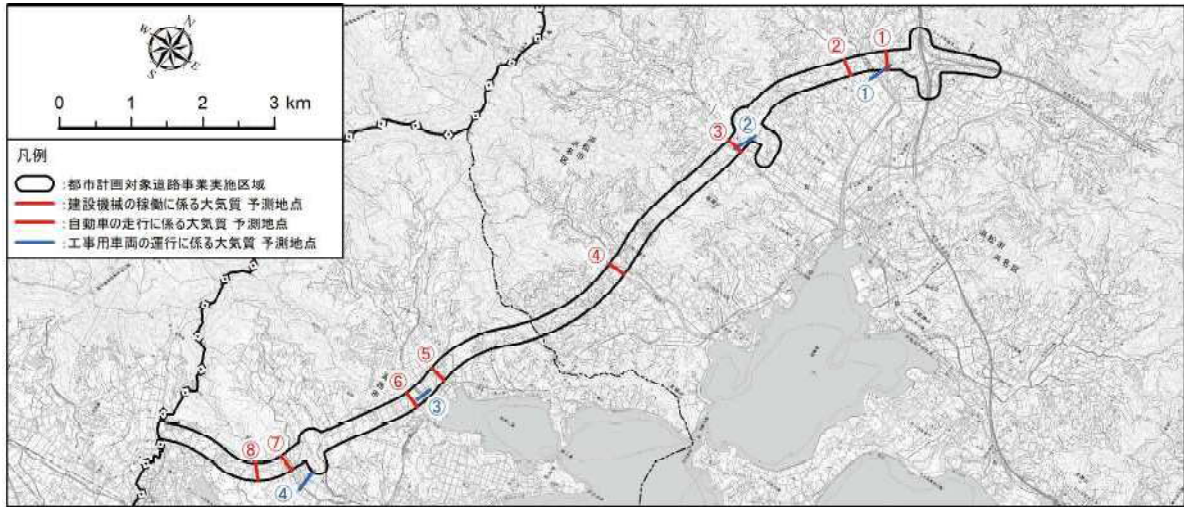
環境要素の区分				影響要因の区分		工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用				
				建設機械の稼働	車両(工事用車両)の運行	資材及び機械の運搬に用いる物の除去	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	掘削工事、トンネル工事の実施	道路(地表式)の存在	道路(嵩上式)の存在	道路(地下式)の存在	自動車の走行		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	○	○										○	
			粉じん等	○	○											
		騒音	騒音	○	○											○
		振動	振動	○	○											○
		低周波音	低周波音													○
	水環境	水質	水の濁り				○									
		地下水の水位	地下水の水位							○				○		
		河川	河川の変化							○			○			
	土壌に係る環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○				○				
		その他の環境要素	日照障害										○			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○				○	○	○	○	○					
	植物	重要な種及び群落					○	○	○	○	○					
	生態系	地域を特徴づける生態系	○				○	○	○	○	○					
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○				○					
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場					○				○					
	文化財						○				○					
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○											
	地球環境	温室効果ガス	○													

○：選定した項目

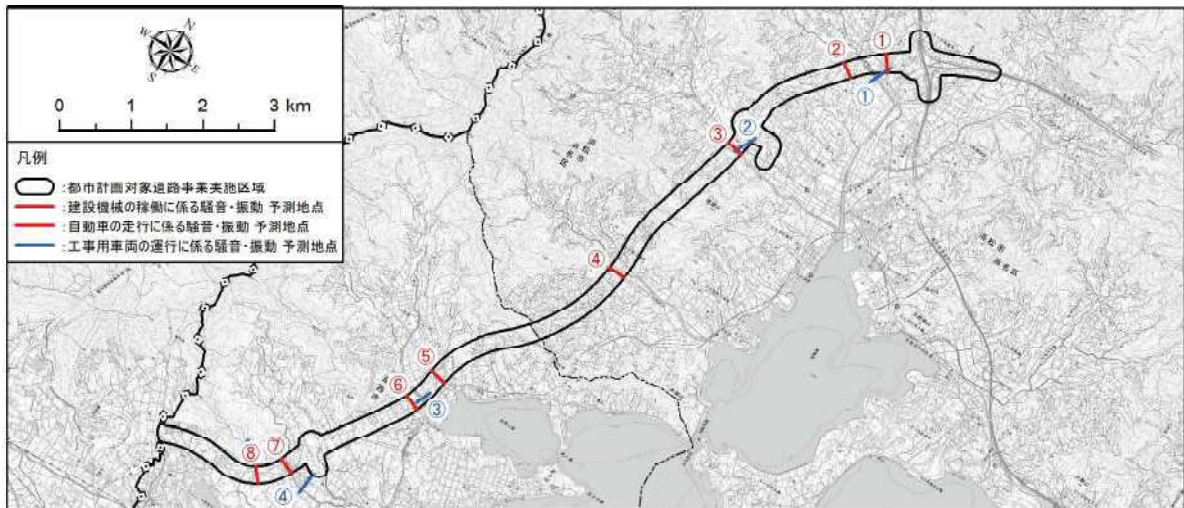
注) この表は、国土交通省令、県条例などに基づき作成しています。

》 予測地点 位置図

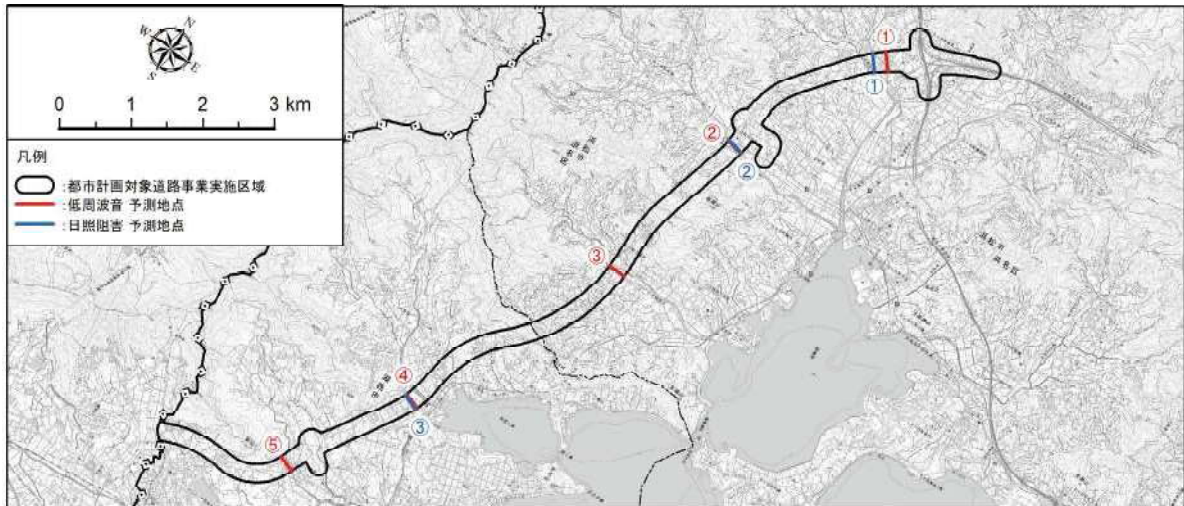
●大気質



●騒音・振動

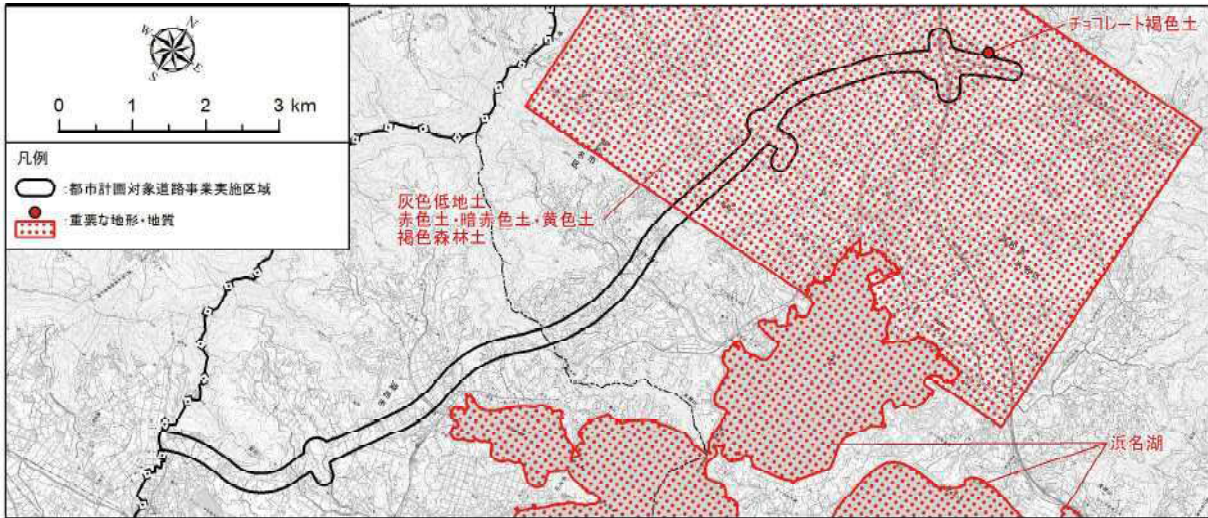


●低周波音・日照障害

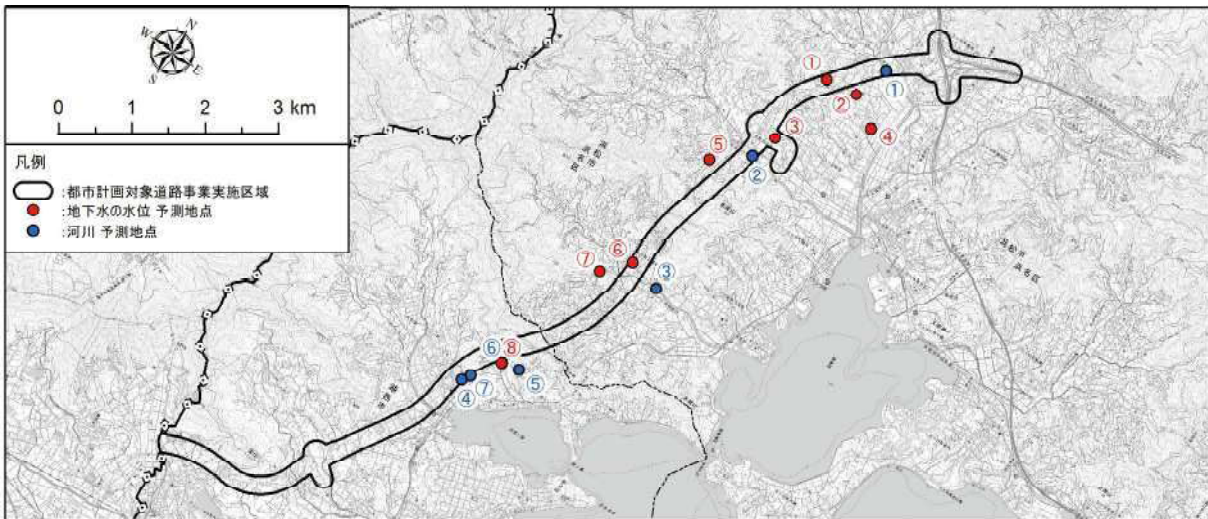


》 予測地点 位置図

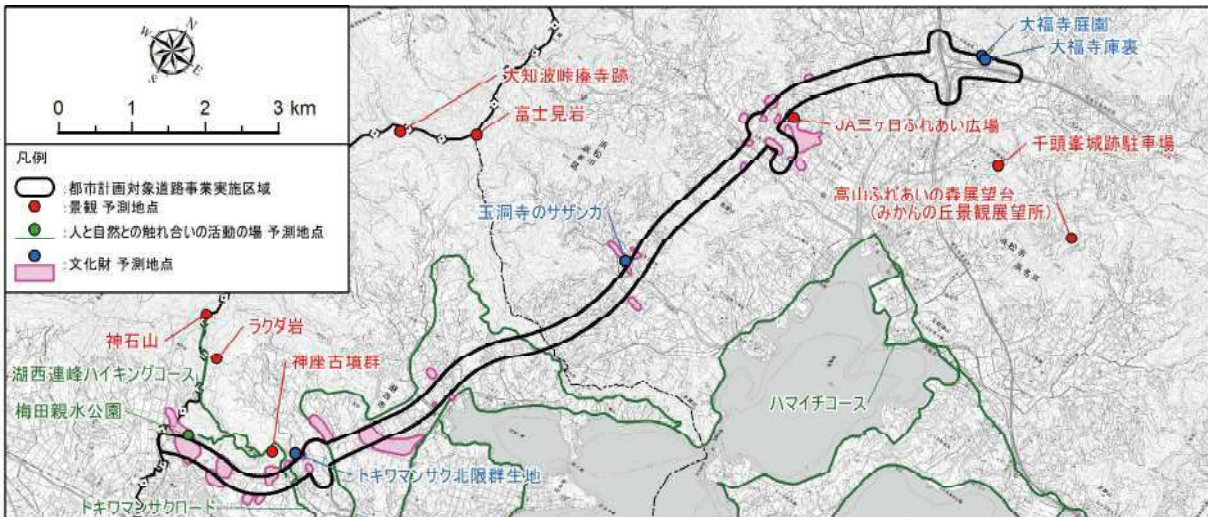
●地形・地質



●地下水・河川



●景観・人と自然との触れ合いの活動の場・文化財



※ 上記以外の調査・予測地点は、「湖西都市計画道路 1・3・1 号浜松湖西豊橋道路 浜松都市計画道路 1・3・402 号浜松湖西豊橋道路 環境影響評価準備書（令和 8 年 6 月、静岡県・浜松市）」をご覧ください。

環境影響評価の結果の概要

選定した環境影響評価の項目について、環境保全への配慮事項（7 ページ参照）の実施を踏まえ、予測を行いました。その結果、影響が生じることが考えられる項目については環境保全措置を検討しました。

①大気質

建設機械の稼働

建設機械の稼働に係る二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度は、基準又は目標となる値以下になると予測されます。また、粉じん等は、環境保全措置として「散水」を実施することにより、参考となる値以下になると予測されます。

番号	予測地点		二酸化窒素(ppm)		浮遊粒子状物質(mg/m ³)		粉じん等(t/km ² /月)	
			日平均値の年間98%	基準又は目標	日平均値の年間2%除外値	基準又は目標	季節別降下ばいじん量	参考となる値
1	浜松市浜名区三ヶ日町福長	東側	0.0143	0.04 から 0.06 までの ゾーン内 又は それ以下	0.0285	0.10以下	3.3~6.6	10以下
2	浜松市浜名区三ヶ日町山	西側	0.0145		0.0286		0.7~2.5	
3	浜松市浜名区三ヶ日町比沢	西側	0.0174		0.0288		0.9~2.8	
4	浜松市浜名区三ヶ日町上尾奈	東側	0.0137		0.0265		8.1~12.0 [2.2~3.3]	
5	湖西市大知波1	東側	0.0142		0.0264		2.2~3.8	
6	湖西市大知波2	東側	0.0143		0.0265		5.9~9.3	
7	湖西市神座1	東側	0.0145		0.0265		8.0~12.6 [2.2~3.4]	
8	湖西市神座2	西側	0.0142		0.0265		0.4~1.2	

※1 [] 内の数値は、環境保全措置を講じた値です。

※2 予測は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び粉じん等の影響が最も大きい工種を対象としています。

※3 予測地点は、住居等の保全対象や工事計画により選定した断面における工事敷地境界（道路敷地境界）の地上 1.5mとしました。

【環境保全措置】 散水

工事用車両の運行

工事用車両の運行に係る二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度は、基準又は目標となる値以下になると予測されます。また、粉じん等は、環境保全措置として「工事用車両の洗車」を実施することにより、参考となる値以下になると予測されます。

番号	予測地点		二酸化窒素(ppm)		浮遊粒子状物質(mg/m ³)		粉じん等(t/km ² /月)	
			日平均値の年間98%	基準又は目標	日平均値の年間2%除外値	基準又は目標	季節別降下ばいじん量	参考となる値
1	浜松市浜名区三ヶ日町福長	北側	0.0142	0.04 から 0.06 までの ゾーン内 又は それ以下	0.0285	0.10以下	0.4~0.5	10以下
		南側	0.0142		0.0285		0.3~0.6	
2	浜松市浜名区三ヶ日町比沢	北側	0.0146		0.0285		6.6~12.1 [0.3~0.6]	
		南側	0.0146		0.0285		2.9~8.7	
3	湖西市大知波	北側	0.0142		0.0264		4.6~5.8	
		南側	0.0142		0.0264		1.5~3.4	
4	湖西市神座	北側	0.0151		0.0265		14.4~36.8 [0.7~1.8]	
		南側	0.0148		0.0265		6.6~20.9 [0.3~1.0]	

※1 [] 内の数値は、環境保全措置を講じた値です。

※2 予測は、工事用車両の平均日交通量が最大になると予想される時期を対象としています。

※3 予測地点は、住居等の保全対象や工事計画により選定した既存道路の断面における敷地境界（道路敷地境界）の地上 1.5mとしました。

【環境保全措置】 工事用車両の洗車

【基準又は目標・参考となる値】（大気質）

基準又は目標	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
	浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること。
参考となる値	粉じん等	スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした目安20t/km ² /月 ^{*1} から、降下ばいじん量の比較的高い地域の値である10t/km ² /月 ^{*2} を差し引いて設定された値。 ※1 「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について」（平成2年7月環大自第84号） ※2 「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国総研資料第714号・土木研究所資料4254号）	

環境影響評価の結果の概要

①大気質

自動車の走行

自動車の走行に係る二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度は、基準又は目標となる値以下になると予測されます。

番号	予測地点		二酸化窒素(ppm)		浮遊粒子状物質(mg/m ³)	
			日平均値の年間98%	基準又は目標	日平均値の年間2%除外値	基準又は目標
1	浜松市浜名区三ヶ日町福長	西側	0.0141	0.04から0.06までのゾーン内 又はそれ以下	0.0285	0.10以下
		東側	0.0155		0.0286	
2	浜松市浜名区三ヶ日町平山	西側	0.0140		0.0285	
		東側	0.0141		0.0285	
3	浜松市浜名区三ヶ日町日比沢	西側	0.0140		0.0285	
		東側	0.0167		0.0286	
4	浜松市浜名区三ヶ日町上尾奈	西側	0.0155		0.0284	
		東側	0.0140		0.0284	
5	湖西市大知波1	西側	0.0146		0.0284	
		東側	0.0154		0.0284	
6	湖西市大知波2	西側	0.0140		0.0284	
		東側	0.0141		0.0284	
7	湖西市神座1	西側	0.0148		0.0284	
		東側	0.0140		0.0284	
8	湖西市神座2	西側	0.0140		0.0284	
		東側	0.0141		0.0284	

※1 予測は、計画交通量の発生が見込まれる時期である令和22年としました。

※2 予測地点は、住居等の保全対象や道路構造、交通条件により選定した断面における敷地境界（道路敷地境界）の地上1.5mとしました。

【用語】

<大気質>

- 二酸化窒素** : 大気中の窒素酸化物の主要成分です。物の燃焼で発生した一酸化窒素が空気中で酸化して生成するほか、物の燃焼により直接発生するものもあります。
- 浮遊粒子状物質** : 大気環境中に浮遊する微細な粒子状の物質のことです。大気中の粉じんには粒径、成分の様々なものがあり、一般的には粒径が10 μ m (=0.01mm)以下の小さなものを「浮遊粒子状物質 (SPM)」といいます。
- 粉じん** : 大気環境中に浮遊する微細な粒子状の物質のことです。一般的には粒径が10 μ m程度以上の大きさのものを「降下ばいじん」といいます。
- ppm (parts per million)** : 物質の割合を表す単位。1ppmとは1m³の空気中に1cm³の物質が存在する場合の濃度を示します。
- 日平均値の年間98%値** : 1年間を通じて得られた日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を示します。
- 日平均値の年間2%除外値** : 1年間を通じて得られた日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を示します。

環境影響評価の結果の概要

2 騒音

建設機械の稼働

建設機械の稼働に係る騒音は、環境保全措置として「防音シートなどの遮音対策」を実施することにより、基準又は目標となる値以下になると予測されます。

[単位: dB]

番号	予測地点		騒音レベル (L_{A5} 又は $L_{A,Fmax,5}$)	基準又は目標
1	浜松市浜名区三ヶ日町福長	東側	98[78]	85
2	浜松市浜名区三ヶ日町平山	西側	91[82]	
3	浜松市浜名区三ヶ日町日比沢	西側	97[85]	
4	浜松市浜名区三ヶ日町上尾奈	東側	97[85]	
5	湖西市大知波1	東側	91[82]	
6	湖西市大知波2	東側	94[83]	
7	湖西市神座1	東側	93[82]	
8	湖西市神座2	西側	91[82]	

※1 []内の数値は、環境保全措置を講じた値です。

※2 予測は、騒音の影響が最も大きい工種を対象としています。

※3 予測地点は、住居等の保全対象や工事計画により選定した断面における工事敷地境界（道路敷地境界）の地上1.2mとしました。

〔環境保全措置〕

防音シートなどの遮音対策（防音シート又は防音パネルの設置）

工事用車両の運行

工事用車両の運行に係る騒音は、基準又は目標となる値以下になると予測されます。

[単位: dB]

番号	予測地点	現況値	騒音レベル (L_{Aeq})	基準又は目標
1	浜松市浜名区三ヶ日町福長	64	64	70
2	浜松市浜名区三ヶ日町日比沢	66	67	
3	湖西市大知波	65	66	
4	湖西市神座	63	66	

※1 予測は、工事用車両の平均日交通量が最大になると予想される時期を対象としています。

※2 予測地点は、住居等の保全対象や工事計画により選定した既存道路の断面における敷地境界（道路敷地境界）の地上1.2mとしました。

【基準又は目標となる値】（騒音）

〔建設機械の稼働〕

騒音レベル (L_{A5} 又は $L_{A,Fmax,5}$)	「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85dBを超える大きさのものでないこと
---	---	--

〔工事用車両の運行〕

等価騒音レベル (L_{Aeq})	「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)	幹線交通を担う道路に近接する空間 昼間 70dB 以下
--------------------------	---------------------------------	--------------------------------

※「昼間」は6時～22時を示します。

〔自動車の走行〕

等価騒音レベル (L_{Aeq})	「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)	幹線交通を担う道路に近接する空間 昼間 70dB 以下 夜間 65dB 以下 B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域 昼間 65dB 以下 夜間 60dB 以下
--------------------------	---------------------------------	--

※1「昼間」は6時～22時、「夜間」は22時～6時を示します。 ※2「B 地域」及び「C 地域」は、騒音に係る環境基準の地域の類型を示します。

環境影響評価の結果の概要

騒音

自動車の走行

自動車の走行に係る騒音は、環境保全措置として「遮音壁の設置」を実施することにより、基準又は目標となる値以下になると予測されます。

番号	予測地点			予測高さ (m)	道路敷地境界 からの距離 (m)	等価騒音レベル (L_{Aeq}) (dB)			
						昼間		夜間	
						予測評価	基準又は目標	予測評価	基準又は目標
1	浜松市浜名区 三ヶ日町福長	西側	近接空間	4.2	0	63	70	61	65
				1.2	0	60		58	
			背後地	4.2	20	62	65	60	60
		1.2	20	62	60				
		東側	近接空間	4.2	0	66[63]	70	65[63]	65
				1.2	0	65[64]		64[62]	
背後地	4.2		20	64[61]	65	62[59]	60		
1.2	20	64[59]	63[57]						
2	浜松市浜名区 三ヶ日町平山	西側	近接空間	4.2	0	63	70	56	65
				1.2	0	62		55	
			背後地	4.2	20	63	65	56	60
		1.2	20	63	56				
		東側	近接空間	4.2	0	63	70	56	65
				1.2	0	62		55	
背後地	4.2		20	63	65	56	60		
1.2	20	63	56						
3	浜松市浜名区 三ヶ日町比沢	西側	近接空間	4.2	0	68	70	62	65
				1.2	0	68		62	
			背後地	4.2	20	63	65	58	60
		1.2	20	61	55				
		東側	近接空間	4.2	0	69	70	63	65
				1.2	0	69		63	
背後地	4.2		20	63	65	57	60		
1.2	20	60	54						
4	浜松市浜名区 三ヶ日町上尾奈	西側	近接空間	4.2	0	59	70	52	65
				1.2	0	58		51	
			背後地	4.2	20	58	65	51	60
		1.2	20	57	50				
		東側	近接空間	4.2	0	57	70	50	65
				1.2	0	56		49	
背後地	4.2		20	57	65	50	60		
1.2	20	56	49						
5	湖西市大知波1	西側	近接空間	4.2	0	67[60]	70	60[53]	65
				1.2	0	64[58]		57[51]	
			背後地	4.2	20	66[60]	65	59[53]	60
		1.2	20	64[58]	57[51]				
		東側	近接空間	4.2	0	73[70]	70	66[63]	65
				1.2	0	68[60]		61[53]	
背後地	4.2		20	69[61]	65	62[54]	60		
1.2	20	66[59]	59[52]						
6	湖西市大知波2	西側	近接空間	4.2	0	54	70	47	65
				1.2	0	54		47	
			背後地	4.2	20	54	65	47	60
		1.2	20	54	47				
		東側	近接空間	4.2	0	54	70	47	65
				1.2	0	54		47	
背後地	4.2		20	54	65	47	60		
1.2	20	54	47						
7	湖西市神座1	西側	近接空間	4.2	0	57	70	53	65
				1.2	0	55		48	
			背後地	4.2	20	57	65	53	60
		1.2	20	54	48				
		東側	近接空間	4.2	0	56	70	48	65
				1.2	0	54		47	
背後地	4.2		20	56	65	48	60		
1.2	20	54	47						
8	湖西市神座2	西側	近接空間	4.2	0	63	70	57	65
				1.2	0	61		55	
			背後地	4.2	20	63	65	57	60
		1.2	20	62	56				
		東側	近接空間	4.2	0	60	70	54	65
				1.2	0	59		53	
背後地	4.2		20	60	65	54	60		
1.2	20	59	53						

※1 []内の数値は、環境保全措置を講じた値です。

※2 予測は、計画交通量の発生が見込まれる時期である令和22年としました

※3 予測地点は、住居等の保全対象や道路構造、交通条件により設定した断面における敷地境界（道路敷地境界）の1階（1.2m）及び2階（4.2m）高さとした。

〔環境保全措置〕

遮音壁の設置

環境影響評価の結果の概要

3 振動

建設機械の稼働

建設機械の稼働に係る振動は、基準又は目標となる値以下になると予測されます。

[単位:dB]

番号	予測地点		振動レベル(L ₁₀)	基準又は目標
1	浜松市浜名区三ヶ日町福長	東側	58	75
2	浜松市浜名区三ヶ日町平山	西側	63	
3	浜松市浜名区三ヶ日町日比沢	西側	63	
4	浜松市浜名区三ヶ日町上尾奈	東側	63	
5	湖西市大知波1	東側	63	
6	湖西市大知波2	東側	63	
7	湖西市神座1	東側	63	
8	湖西市神座2	西側	63	

※1 予測は、振動の影響が最も大きい工種を対象としています。

※2 予測地点は、住居等の保全対象や工事計画により選定した断面における工事敷地境界（道路敷地境界）としました。

工事用車両の運行

工事用車両の運行に係る振動は、基準又は目標となる値以下になると予測されます。

[単位:dB]

番号	予測地点	区域の区分	振動レベル(L ₁₀)	基準又は目標
1	浜松市浜名区三ヶ日町福長	第1種区域	27	65
2	浜松市浜名区三ヶ日町日比沢		33	
3	湖西市大知波		41	
4	湖西市神座		39	

※1 予測は、工事用車両の平均日交通量が最大になると予想される時期を対象としています。

※2 予測地点は、住居等の保全対象や工事計画により選定した既存道路の断面における敷地境界（道路敷地境界）としました。

※3 地域の区分がなされていない予測地点の基準又は目標には、当該地域の現地状況を勘案の上、第1種区域の基準値を設定しました。

自動車の走行

自動車の走行に係る振動は、基準又は目標となる値以下になると予測されます。

[単位:dB]

番号	予測地点		区域の区分	振動レベル(L ₁₀)				番号	予測地点		区域の区分	振動レベル(L ₁₀)			
				昼間		夜間						昼間		夜間	
				予測評価	基準又は目標	予測評価	基準又は目標					予測評価	基準又は目標	予測評価	基準又は目標
1	浜松市浜名区三ヶ日町福長	西側	第1種区域	49	65	49	60	5	湖西市大知波1	西側	第1種区域	39	65	39	60
		東側		47		47						43		43	
2	浜松市浜名区三ヶ日町平山	西側	37	37	6	湖西市大知波2	西側		45	45					
		東側	36	36					45	45					
3	浜松市浜名区三ヶ日町日比沢	西側	45	45	7	湖西市神座1	西側		46	47					
		東側	45	45					46	47					
4	浜松市浜名区三ヶ日町上尾奈	西側	44	44	8	湖西市神座2	西側		42	43					
		東側	44	44					40	42					

※1 予測は、計画交通量の発生が見込まれる時期である令和22年としました。

※2 予測地点は、住居等の保全対象や道路構造、交通条件により設定した断面における敷地境界（道路敷地境界）としました。

※3 地域の区分がなされていない予測地点の基準又は目標には、当該地域の現地状況を勘案の上、第1種区域の基準値を設定しました。

【基準又は目標・参考となる値】（振動）

[建設機械の稼働]

振動レベルの 80% レンジの上端値 (L_{10})	「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号) による特定建設作業の規則に関する基準	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75dB を超える大きさのものでないこと。
---------------------------------	---	--

[工事用車両の運行]

振動レベルの 80% レンジの上端値 (L_{10})	「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号) 第十二条に基づく道路交通振動の限度	第 1 種区域 昼間 65dB 以下
---------------------------------	--	--------------------

※1「昼間」は8時～20時を示します。 ※2「第1種区域」は、振動規制法に基づく指定地域の区分を示します。

[自動車の走行]

振動レベルの 80% レンジの上端値 (L_{10})	「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号) 第十二条に基づく道路交通振動の限度	第 1 種区域 昼間 65dB 以下 夜間 60dB 以下
---------------------------------	--	----------------------------------

※1「昼間」は8時～20時、「夜間」は20時～8時を示します。

【用語】

< 騒音 >

- dB (デシベル)** : 音や振動の大きさを表す単位です。
- L_{A5}** : 騒音レベル (A 特性) の 90%レンジの上端値を示します。90%レンジとは、多数個の騒音値を大きい順に並べた場合に、最高値と最低値の側からそれぞれ 5%ずつ除外したものであり、 L_{A5} は残った値のうち上端の値を指します。
- $L_{A,Fmax,5}$** : L_{A5} とほぼ同様の意味ですが、建設機械などのうち間欠騒音 (間欠的に発生し、1回の継続時間が数秒以上の騒音) や衝撃騒音 (継続時間が極めて短い騒音) の予測・評価では $L_{A,Fmax,5}$ を用いています。
- L_{Aeq}** : 等価騒音レベル (A 特性) を示します。 L_{Aeq} は変動する騒音レベルのエネルギー量の平均値であり、不規則で大幅に変動する騒音の評価値の一つで、人の感じ方との対応が良いとされています。
- A 特性** : 人間の耳に聞こえる感覚量に補正した音 (特性) であることを意味します。
- B 地域** : 主として住居の用に供される地域を示します。
- C 地域** : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域を示します。
- 近接空間** : 幹線交通を担う道路に近接する空間で、幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲を示します。
2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m
- 背後地** : 近接空間以外の区域を示します。

< 振動 >

- L_{10}** : 振動レベルの 80%レンジの上端値を示します。80%レンジとは、多数個の振動値を大きい順に並べた場合に、最高値と最低値の側からそれぞれ 10%ずつ除外したものであり、 L_{10} は残った値のうち上端の値を指します。振動の予測・評価では L_{10} を用いています。
- 第 1 種区域** : 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域を示します。

騒音の目安 dB (デシベル)

90	パチンコ店内
80	航空機の機内、地下鉄の車内
70	セミの声、バスの車内
60	銀行の窓口周辺
50	書店の店内、美術館の館内
40	図書館の館内

参考:「騒音の目安について」
全国環境研協 騒音小委員会

振動の目安 dB (デシベル)

90	人体に生理的影響が生じはじめる	震度4
80	深い睡眠にも影響を感じる	震度3
70	浅い睡眠に影響がはじめる	震度2
60	振動を感じはじめる	震度1
50	人体に感じない	
40		

参考:「生活環境における騒音・振動を考える」
財団法人環境研究センター

環境影響評価の結果の概要

4 低周波音

自動車の走行

自動車の走行に係る低周波音は、参考となる値以下になると予測されます。

[単位: dB]

番号	予測地点	1~80Hzの50% 時間率音圧レベル (L_{50})	1~20HzのG特性5% 時間率音圧レベル (L_{G5})	参考となる値
1	浜松市浜名区 三ヶ日町福長	78	85	L_{50} : 90 L_{G5} : 100
2	浜松市浜名区 三ヶ日町日比沢	70	80	
3	浜松市浜名区 三ヶ日町上尾奈	69	79	
4	湖西市大知波	73	81	
5	湖西市神座	71	80	

※1 予測は、計画交通量の発生が見込まれる時期である令和22年としました。

※2 予測地点は、高架区間のうち住居等の保全対象や交通条件により設定した断面における住居等の位置の地上1.2mとしました。

【参考となる値】（低周波音）

一般環境中に存在する低周波音圧レベル 1~80Hzの50%時間率音圧レベル (L_{50})	90dB 以下
ISO 7196 に規定された G 特性低周波音圧レベル 1~20HzのG特性5%時間率音圧レベル (L_{G5})	100dB 以下

【用語】

< 低周波音 >

低周波音

：人の耳には感知し難い低い周波数（一般に100Hz以下）の空気の振動をいいます。

L_{50}

：50%時間率音圧レベルを示します。音圧レベルの値を大きい順に並べた場合、ちょうど中央に位置する値を示します。

L_{G5}

：5%時間率音圧レベル（G特性）を示します。G特性とは、一般的に人の耳には聞こえないとされる超低周波音（20Hz以下の低周波音）の人体感覚を評価する指標です。

5 水質（水の濁り）

切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置

裸地等は転圧やビニールシートによる被覆等を行うとともに、法面は早期緑化に努め、裸地状態の短期化・縮小化を図ること、必要に応じて濁水の流出を防止する沈砂池等を設けること等により、濁水が周辺河川に及ぼす影響は極めて小さいと予測されます。

環境影響評価の結果の概要

⑥地下水の水位

掘削工事、トンネル工事の実施、道路(地下式)の存在

井戸における地下水位の低下はほとんど生じないと予測されます。

支流流量については、すべての地点で流量の低下が見られ、影響があると予測されますが、環境保全措置として「観測修正法による最適な工法の採用」を実施することにより、地下水の水位に関する影響の低減を図ります。

番号	地点名	地下水位[EL. m]			変化幅[m]
		工事前	工事中	供用後	
1	井戸-1	34.05	34.04	34.04	-0.01
2	井戸-2	27.74	27.74	27.74	0.00
3	井戸-3	24.27	24.18	24.18	-0.09
4	井戸-4	1.80	1.80	1.80	0.00

※ 工事前後の地下水位は解析値を示します。

番号	地点名	流量[L/min]			変化幅[L/min]	影響割合(%)
		工事前	工事中	供用後		
5	支流-1	469.3	157.7	156.3	-313.0	67
6	支流-2	104.8	28.7	28.4	-76.4	73
7	支流-3	658.4	547.4	539.6	-118.8	18
8	支流-4	106.4	67.8	65.4	-41.0	39

※1 工事前後の流量は解析値を示します。

※2 影響割合は工前から供用後における変化割合を示します。

【環境保全措置】

観測修正法による最適な工法の採用

⑦河川

掘削工事、トンネル工事の実施、道路(地下式)の存在

トンネル周辺の河川について、一部の利水のある河川及び沢で流量の低下が見られ、影響があると予測されますが、環境保全措置として「トンネル湧水の河川及び水路への流入」「観測修正法による最適な工法の採用」を実施することにより、河川に関する影響の低減を図ります。

番号	河川名	流量[L/min]			変化幅[L/min]	影響割合(%)	利水(農業取水)
		工事前	工事中	供用後			
1	宇利山川	9,272.8	9,268.5	9,268.3	-4.5	0.05	取水あり
2	日比沢川	6,855.0	6,424.4	6,421.6	-433.4	6	取水なし
3	西神田川	1,975.8	1,621.9	1,610.6	-365.2	18	取水あり
4	カン寺川	202.3	199.2	196.6	-5.7	3	取水あり

※1 工事前後の流量は解析値を示します。

※2 影響割合は工前から供用後における変化割合を示します。

番号	地点名	流量[L/min]			変化幅[L/min]	影響割合(%)	利水(農業用溜池)
		工事前	工事中	供用後			
5	沢1	51.2	21.7	21.4	-29.8	58	農業用溜池に流入あり
6	沢2	106.4	67.8	65.4	-41.0	39	農業用溜池に流入あり
7	沢3	4.5	3.7	3.7	-0.8	18	農業用溜池に流入あり

※1 工事前後の流量は解析値を示します。

※2 影響割合は工前から供用後における変化割合を示します。沢の流量の低下を軽減させるためにトンネル湧水を沢及び水路に流入させることで、溜池に流入する流量を補完できると予測されます。

【環境保全措置】

トンネル湧水の河川及び水路への流入、観測修正法による最適な工法の採用

環境影響評価の結果の概要

8 地形及び地質

工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路の存在

重要な地形及び地質のうち、「灰色低地土」「赤色土、暗赤色土、黄色土」「褐色森林土」の一部が事業実施区域と重なりますが、改変面積はわずかであり、影響は極めて小さいと予測されます。

9 日照阻害

道路(嵩上式)の存在

道路(嵩上式:橋梁部)の存在に係る日照阻害は、浜松市浜名区三ヶ日町福長の地点で参考となる値を超過する日影が生じると予測されますが、環境保全措置として「高架構造物の上下部工の形式・配置等の工夫」を実施することにより、日照阻害に関する影響の低減を図ります。

また、必要に応じて「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」(昭和51年建設省計用発第4号)に基づき、適切に対処します。

番号	予測地点		予測高さ	高架構造物設置後の日影時間	参考となる値
1	浜松市浜名区 三ヶ日町福長	西側	1階 (地上1.5m)	4時間以上	1階で4時間
2	浜松市浜名区 三ヶ日町日比沢	西側	1階 (地上1.5m)	3時間未満	1階で4時間
3	湖西市大知波	西側	1階 (地上1.5m)	3時間未満	1階で4時間

※1 予測は、道路の設置が完了する時期の冬至日としました。

※2 対象道路の高架構造物に最も近接する住居位置における日影時間を示します。

※3 予測地点は、高架構造物と周辺地盤との高低差等により選定しました。

【環境保全措置】

高架構造物の上下部工の形式・配置等の工夫

【参考となる値】(日照阻害)

「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」
(昭和51年建設省計用発第4号)

1階 4時間

10 動物

工事の実施、道路の存在

現地調査により生息が確認された動物の重要な種 138 種（哺乳類 9 種、鳥類 37 種、両生類 7 種、爬虫類 7 種、魚類 14 種、昆虫類 22 種、底生動物 20 種、クモ類 6 種、陸産貝類 16 種）について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた解析を行いました。

重要な種のうち、ハチクマ、フクロウ、アオバズクは、対象道路から営巣地が近いいため、トウカイナガレホトケドジョウは、トンネル掘削により沢の流量が減少する可能性があるため、生息環境への影響があると予測されました。環境保全措置として「改変の最小化」「工事工程の配慮及び段階的な土地の改変（コンディショニング）」「人工代替巣の設置」「個体の移殖」を実施することにより動物に関する影響の低減を図ります。

項目	確認種数	重要な種
哺乳類	6目13科 21種	キクガシラコウモリ、ヒナコウモリ科①、ヒナコウモリ科②、ノウサギ、ムササビ、カヤネズミ、テン（ホンドテン）、アナグマ、カモシカの9種
鳥類	17目43科 117種	オシドリ、キンクロハジロ、ミゾゴイ、ゴイサギ、チュウサギ、コサギ、ヒクイナ、バン、ツツドリ、ヨタカ、ハリオアマツバメ、アマツバメ、ケリ、イカルチドリ、ヤマシギ、タマシギ、ミサゴ、ハチクマ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、クマタカ、オオコノハズク、コノハズク、フクロウ、アオバズク、アリスイ、ハヤブサ、サンショウクイ、サンコウチョウ、コシアカツバメ、オオムシクイ、ミソサザイ、クロツグミ、コサメビタキ、ビンズイ、カシラダカの37種
両生類	2目6科 12種	アカハライモリ、アズマヒキガエル、ニホンアカガエル、ネバタゴガエル、トノサマガエル、ツチガエル、モリアオガエルの7種
爬虫類	2目8科 14種	ニホンイシガメ、クサガメ、ニホンスッポン、ニホンヤモリ、ヒガシニホントカゲ、シロマダラ、ヤマカガシの7種
魚類	7目16科 44種	ニホンウナギ、カワムツ、タモロコ、ドジョウ類、ニシシマドジョウ、ホトケドジョウ、トウカイナガレホトケドジョウ、ミナミメダカ、カマキリ、カワアナゴ、ボウズハゼ、ヒナハゼ、カワヨシノボリ、ビリンゴの14種
昆虫類	19目254科 1,324種	オオゴキブリ、オオアメンボ、エサキアメンボ、ミツナシミズムシ、コオイムシ、ヒメタイコウチ、ホソバセセリ、コムラサキ、ヒメジャノメ、サトキマダラヒカゲ、エチゴハガタヨトウ本土亜種、 <i>Jujiroa</i> 属、オオトックリゴミムシ、セトナガゴミムシ、コガムシ、クロカナブン、ヘイケボタル、オオセイボウ、トゲアリ、ヤマトアシナガバチ、スギハラクモバチ、アオスジクモバチの22種
底生動物	34目118科 293種	マルタニシ、オオタニシ、ウミニナ、タケノコカワニナ、ヒラマキミズマイマイ、トウキョウヒラマキガイ、ヒラマキガイモドキ、ミナミタガイ、ウネナシトマヤガイ、ソトオリガイ、ベンケイガイ、オオアメンボ、コオイムシ、タイコウチ、ヒメタイコウチ、クロゲンゴロウ、コマルケシゲンゴロウ、コガシラミズムシ、マルヒラタガムシ、コガムシの20種
クモ類	1目32科 171種	ワスレナグモ、カネコトタテグモ、キノボリトタテグモ、ニシキオニグモ、オニグモ、ゲホウグモの6種
陸産貝類	4目19科 53種	ゴマオカタニシ、ナガオカモノアラガイ、ナニワクチミゾガイ、キセルガイモドキ、オオギセル、ミカワギセル、ホソヤカギセル、ハチノコギセル、ミジンナタネ、ウラウズタカキビ、ヒゼンキビ、ウメムラシタラガイ、ヒメカサキビ、ピロウドマイマイ、サンエンマイマイ、カドコオオベソマイマイの16種

【環境保全措置】

ハチクマ、フクロウ、アオバズク：改変の最小化、工事工程の配慮及び段階的な土地の改変（コンディショニング）、人工代替巣の設置
 トウカイナガレホトケドジョウ：個体の移殖

11 植物

工事の実施、道路の存在

現地調査により生育が確認された植物の重要な種 66 種について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた解析を行いました。

重要な種のうち、エンシュウムヨウラン、シュンラン、ハスノハカズラは、生育環境の質的な変化により影響がある、または影響の程度は大きいと予測されました。環境保全措置として「個体の監視」「林縁保護」を実施することにより植物に関する影響の低減を図ります。

項目	確認種数	重要な種
植物相	157科 1,095種	マツバラシ、エビネ、ハルザキヤツシロラン等の66種
植物群落	植物群落：17 土地利用等：7	—

【環境保全措置】

エンシュウムヨウラン、シュンラン、ハスノハカズラ：個体の監視

エンシュウムヨウラン、シュンラン：林縁保護

12 生態系

工事の実施、道路の存在

生態系の注目種等について、生息・生育基盤の改変の程度を踏まえた解析を行いました。

地域を特徴づける生態系は、いずれの生態系区分も、事業による影響は極めて小さいと予測されます。なお、「山地—樹林主体の生態系」における特殊性の注目種として選定した、浜名湖周辺湧水湿地群（梅田北湿地）に生息・生育する注目種については、周辺にトンネル構造が計画されていないことから、地下水の変化による生息・生育基盤への質的な変化はなく、生態系への影響はないと予測されます。

地域を特徴づける生態系	区分	注目種・群集
山地—樹林主体の生態系	上位性	キツネ、テン（ホンドテン）、オオタカ
	典型性	アカネズミ、タヌキ、ニホンジカ、イノシシ、カラ類、ホオジロ、モンキアゲハ、ノコギリクワガタ
浜名湖周辺湧水湿地群	特殊性	ヒメタイコウチ、シラタマホシクサ、トウカイコモウセンゴケ
山地・丘陵地—果樹園の生態系	上位性	キツネ、テン（ホンドテン）
	典型性	タヌキ、イノシシ、カラ類、ホオジロ、ニホンカナヘビ、ヒガシニホントカゲ、アゲハ、モンキアゲハ、イチモンジセセリ
低地・台地—里山の生態系	上位性	キツネ、テン（ホンドテン）、オオタカ、サギ類
	典型性	タヌキ、イノシシ、カラ類、カルガモ、ホオジロ、ニホンアマガエル、ニホンカナヘビ、ヒガシニホントカゲ、オイカワ、アゲハ、モンキアゲハ、イチモンジセセリ、ゲンジボタル、シオカラトンボ
低地・台地—農耕地の生態系	上位性	キツネ、サギ類
	典型性	タヌキ、ホオジロ、ニホンアマガエル、ニホンカナヘビ、シオカラトンボ

【用語】

< 生態系 >

注目種・群集

：地域を特徴づける生態系において、上位性（生態系の上位に位置する性質）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に表す性質）、特殊性（特殊な環境であることを示す指標種となる性質）の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいいます。

13 景観

工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路の存在

対象道路によって改変を受ける主要な眺望点はありません。景観資源のうち「みかん畑」の一部は改変されますが、景観資源の価値を大きく損なうものではなく、影響は極めて小さいと予測されます。

また、対象道路は丘陵地や市街地、耕作地に溶け込んでいるため、目立ちにくくなっており、スカイラインの切断も生じないことから、主要な眺望景観の変化は極めて小さいと予測されます。

高山ふれあいの森展望台からの眺望（みかん畑を望む）



大知波峠廃寺跡からの眺望（浜名湖を望む）



ラクダ岩からの眺望（浜名湖を望む）



【用語】

< 景観 >

- 主要な眺望点 : 不特定かつ多数のものが利用している景観資源を眺望する場所を示します。
- 景観資源 : 景観として認識される自然的構成要素として位置づけられるものを示します。
- 主要な眺望景観 : 主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観を示します。
- スカイライン : 山が空を背景として描く輪郭線のことです。

》 環境影響評価の結果の概要

14 人と自然との触れ合いの活動の場

工事施工ヤードの設置、工事中道路等の設置、道路の存在

人と自然との触れ合いの活動の場について、ほとんどの地点では、自然資源の改変や利用性・快適性の変化は生じず、影響はない、または極めて小さいと予測されました。

梅田親水公園については、公園内の道路から南方向に対象道路を視認でき、視距離が近傍であることから、快適性に影響が生じる可能性があるとして予測されましたが、環境保全措置として「構造物及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」、「地形改変部（法面含む）の緑化」を実施することにより、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響の低減を図ります。



梅田親水公園：休憩



梅田親水公園：登山

〔環境保全措置〕

構造物及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討、地形改変部（法面含む）の緑化

15 文化財

工事施工ヤードの設置、工事中道路等の設置、道路の存在

有形文化財等についてはいずれも改変はなく、「トキワマンサク北限群生地」等の植物の天然記念物についても十分な離隔距離が確保されており、影響はないと予測されます。

また、埋蔵文化財包蔵地については、「瀬尻古墳群」等の7件は、それぞれ一部が改変されると予測されることから、環境保全措置として「文化財保護法に基づく適切な措置」を実施することにより、文化財に関する影響の低減を図ります。



トキワマンサク北限群生地

〔環境保全措置〕

文化財保護法に基づく適切な措置

環境影響評価の結果の概要

16 廃棄物等

切土工等又は既存の工作物の除去

建設発生土は 1275.8 千 m³、コンクリート塊は 2.9 千 m³、アスファルト・コンクリート塊は 0.9 千 m³ が発生し、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊については、発生量の全量を区域外へ搬出すると予測されますが、環境保全措置として「再資源化施設への搬入等による他事業等での利用」を実施することにより、廃棄物等に関する影響の低減を図ります。

【環境保全措置】

再資源化施設への搬入等による他事業等での利用

17 地球環境（温室効果ガス）

建設機械の稼働、工事用車両の運行

温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量は、工事期間において約 25,359 tCO₂ と予測されますが、環境保全措置として「作業者に対する建設機械の省エネ運転の指導」「作業者に対する工事用車両のエコドライブの指導」を実施することにより、温室効果ガス等に関する影響の低減を図ります。

【環境保全措置】

作業者に対する建設機械の省エネ運転の指導、作業者に対する工事用車両のエコドライブの指導

事後調査

環境保全措置を実施する項目のうち、地下水の水位、河川については、地質構造及び影響範囲や、降雨の流出特性に係る地質構造の推定には不確実性が考えられることから、事後調査を行います。また、動物については、環境保全措置の効果（繁殖・定着）に不確実性があることから、植物については、「林縁保護」の環境保全措置の内容をより詳細なものにするため、事後調査を行います。

事後調査の概要については、以降に示す内容を基本とし、専門家等の指導・助言を受け、調査を行います。

●地下水の水位

調査する情報	調査手法	調査地点	調査時期及び期間
地下水位の状況	地下水位の観測 湧水量の観測	準備書における現地調査で把握した 井戸及び河川の支流	工事前～工事期間中及び工事完了後 3年間（月1回）

●河川

調査する情報	調査手法	調査地点	調査時期及び期間
トンネル湧水の水量	現地観測	各トンネル	工事期間中及び工事完了後3年間 （月1回）
周辺河川の流量	現地観測	利水がある河川及び沢	工事前～工事期間中及び工事完了後 3年間（月1回）

》 事後調査

●動物

調査対象種	調査手法	調査地点	調査時期及び期間
鳥類（ハチマ）	定点調査、林内踏査	営巣地周辺	繁殖期間中の各月1回 工事前～工事期間中及び供用後3年程度
鳥類（フクロ、アオバズク）	定点調査、林内踏査	営巣地周辺	繁殖期間中の各月1回 工事前～工事期間中及び供用後3年程度
魚類（トウカイガ、レホトゲ、ゾウ）	沢の流量の現地観測	生息地の沢	毎月1回 工事前～工事期間中及び工事完了後3年程度
	直接観察及び採取	生息地の沢 及び移殖箇所	秋季に1回 工事前～工事期間中及び工事完了後3年程度

●植物

調査対象種	調査手法	調査地点	調査時期及び期間
林縁植生	林縁保護箇所における植生の遷移 状況及び生育環境のモニタリング	林縁保護対象箇所	秋季に1回 直近工区の工事前～工事期間中及び工事終了後3年程度

- 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、関係機関と協議し、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て追加調査等を行い、適切な措置を講じます。
- 事後調査の結果の公表については、事業者が行うものとし、公表時期・方法については、関係機関と連携しつつ、適切に実施するものとします。

》 総合評価

本環境影響評価では、都市計画対象道路事業について、影響要因の区分である「工事の実施」及び「土地又は工作物の存在及び供用」に関し、環境要素 17 項目（大気質（二酸化窒素・浮遊粒子状物質、粉じん等）、騒音、振動、低周波音、水質、地下水の水位、河川、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財、廃棄物等、地球環境）を選定し、調査、予測及び評価を行いました。

このうち、評価については、「事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されており、環境保全への配慮が適正になされているか」、「法令等で定められている基準又は目標と、調査及び予測の結果との間に整合が図れているかどうか」について評価しました。

本対象道路事業においては、対象道路のルート位置の検討段階から環境保全に配慮しており、各環境要素について事業予定者が実行可能な範囲内で環境保全措置を実施することにより、対象道路が周辺の環境に及ぼす影響についてできる限り回避又は低減が図られています。

また、地下水の水位、河川、動物、植物については、専門家等の指導・助言を受けて事後調査を実施し、必要に応じて適切な措置を講じます。

以上のことから、対象道路に係る環境の保全について適正な配慮がなされていると評価します。

なお、今後の工事計画等の詳細な検討にあたっては、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行うものとします。さらに、工事中及び供用後において現段階で予測し得なかった環境保全上の問題が生じた場合には、関係法令に基づき、環境に及ぼす影響について調査し、必要に応じて適切な措置を実施することとします。

05 縦覧等について

》 「環境影響評価準備書」の縦覧について

縦覧期間

令和8年6月19日(金)～7月21日(火)[土曜・日曜及び祝日を除く]
午前8時30分から午後5時15分まで

縦覧場所

- 静岡県交通基盤部都市局都市計画課
- 浜松市都市整備部都市計画課
- 浜松市環境部環境政策課
- 浜松市三ヶ日支所
- 湖西市都市整備部都市政策課

インターネットによる公表

- 静岡県都市計画課ホームページ
<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/toshikeikaku/1049266/1040486/1029708.html>
 - 浜松市都市計画課ホームページ
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/toshikei/city/tosike/urbanplanning/doro.html>
- ※ホームページ上では、期間中の土曜・日曜及び祝日を含み、終日閲覧可能です。



▲静岡県



▲浜松市

》 「意見書」の提出について

準備書について、環境保全の見地から意見書を提出することができます。

01. 提出期限

令和8年8月4日(火)必着

02. 提出先

- 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県 交通基盤部 都市局 都市計画課
 - 〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2 浜松市役所 都市整備部 都市計画課
 - 〒431-0492 湖西市吉美3268番地 湖西市役所 都市整備部 都市政策課
- ※郵送の場合は上記①～③のいずれかに提出ください。
※持参の場合はすべての縦覧場所で提出することができます。

03. 提出方法

- 郵送又は持参による書面での提出
- 静岡県ふじのくに電子申請サービスによる提出
https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=20433
- 電子メールによる提出(浜松市)
toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp



▲電子申請

04. 意見書に記載が必要な事項

- 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 意見書の提出の対象である準備書の名称(「湖西都市計画道路1・3・1号浜松湖西豊橋道路 浜松都市計画道路1・3・402号浜松湖西豊橋道路 環境影響評価準備書」と記載)
- 準備書についての環境の保全の見地からの意見(意見の理由を含めて日本語で記載してください。)
※意見書については、指定の様式はございませんが、縦覧場所や県・市ホームページより参考様式をご利用いただけます。

》 | このパンフレットについての問い合わせ先

静岡県交通基盤部都市局都市計画課施設計画班

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号

☎ 054-221-3204

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1003451/1003588/1029681.html>



浜松市都市整備部都市計画課計画グループ

〒430-8652

浜松市中央区元城町 103 番地の 2

☎ 053-457-2371

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shise/toshisebi/kekaku/index.html>

